

各森林管理局  
森林整備部長（別記参照） 殿

林野庁国有林野部業務課長

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する試行について（通知）

国有林野事業における造林請負事業及び製品生産請負事業では、通話環境が脆弱な山間奥地において作業が行われる場合が多く、緊急時に迅速な対応を行うために確実な通話手段の確保が重要である。このため、緊急連絡体制の確保に必要な通話手段として衛星携帯電話を利用する際の経費について、下記のとおり共通仮設費等への計上を試行することとしたので、令和 8 年 3 月 1 日以降に入札公告する事業に適用されたい。

記

1 対象事業等

(1) 対象事業

「国有林野事業における造林事業請負標準仕様書について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 241 号林野庁長官通知）第 3 章に記載された各作業種を含む造林事業及び「国有林野事業における製品生産事業請負標準仕様書について」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 239 号林野庁長官通知）第 2 章に記載された各工程を含む製品生産事業について適用するものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

(3) 対象事業である旨の明示

当試行の対象事業である旨を特記仕様書等に明示するものとする。

2 適用範囲

現場代理人が所有している携帯電話での通話が困難な箇所における事業で、契約後に請負者が衛星携帯電話の利用を希望する場合は、監督職員が、現場代理人が所有している携帯電話での通話が不可能であること及び衛星携帯電話での通話が可能であることを確認した上で利用を認めることができる。

3 事業計画書への記載

衛星携帯電話の利用に当たっては、請負者は次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確

認を受けなければならない。

- ① 衛星携帯電話事業者名
- ② 衛星携帯電話サービス名
- ③ 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
- ④ 利用料金
- ⑤ 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
- ⑥ 本請負事業以外の事業への供用の有無

#### 4 事前準備

##### (1) 通話状況の確認

請負者は、あらかじめ、事業現場において事業者が所有する通話機器での通話が不可能であることを確認することとする。

##### (2) 衛星携帯電話の準備

請負者は、使用端末等を準備することとする。

##### (3) 通話状況の確認等

請負者は、事業計画書提出後、衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において正常に通話できるか、監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障があると判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。

#### 5 計上方法

衛星携帯電話の利用に関する経費は、1 契約 1 台分のリース代金を原則とする。費用の支払証明書類等を徴収し、共通仮設費の安全費等に積み上げ計上する。

リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を確認し、下記の算定例を参考に損料を算出し、発注者と請負者で協議する。月々の料金等は、支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

##### <算定例>

※ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号林野庁長官通知）の別表第 2 建設機械損料計算表：分類コード 1799：017 [携帯用] を適用

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(14)	(15)
基礎価格	標準使用 年数	年間標準 供用日数	維持管 理費率	年間管 理費率	残存率	換算供用 1 日当たり 損料率	換算供用 1 日当たり 損料 (例)
(例)							
73 千円	5.5 年	160 日	25%	8%	7%	$1,841 \times 10^{-6}$	134 円

- ・ 基礎価格 73 千円は例であり、実際に積算する際は購入代金とする。
- ・ 基礎価格に換算供用 1 日当たり損料率を乗じて換算供用 1 日当たり損料を算出する。  

$$(1) \quad (14)$$

$$73 \text{ 千円} \times 1,841 \times 10^{-6} = 134 \text{ 円}$$
- ・ 換算供用 1 日当たり損料に事業期間を乗じた額を衛星携帯電話の経費として積み上げ計上する。

## 6 留意事項

5による経費の計上に当たっては、以下に留意すること。

- (1) 当該経費は、現場管理費率、一般管理費等率等の対象外とする。
- (2) 衛星携帯電話の利用に当たり、現場条件により周辺機器類の設置が必要と認められる場合は、設置に係る経費をリース料金又は購入代金に含めることができる。また、衛星携帯電話の利用に関する契約に当たりサポートサービスへの加入が必須となっている場合に限り、加入に係る経費を月々の料金等に含めることができる。
- (3) 衛星携帯電話は、異なる請負契約において共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を複数の請負契約に重複して計上することはできないものとする。なお、当試行により経費を計上する衛星携帯電話を異なる請負契約においても共用する場合には届け出ること。
- (4) 衛星携帯電話の通話料金は、現場管理費等に含まれるため計上しない。
- (5) 本通知によりがたい場合は、上記の取扱によらず、発注者と請負者の協議により計上方法を定めるものとする。

## 7 事業計画書提出後の利用希望への対応

事業計画書提出時には衛星携帯電話の利用予定がなかったものの、後日、利用を希望することとなった場合には、3から6までに準じて対応することとする。

## 8 既契約事業における適用

本通知日以降の発注者と請負者の間で協議により「基準日」を定め、当該基準日以降の費用を計上するものとする。

## 9 その他

この衛星携帯電話の利用に関する経費の計上は試行であり、共通仮設費等に当経費が盛り込まれることとなった際は、本通知を廃止する。

担当：業務課 森林整備班 造林係  
供給対策班 生産調整係

## 別記

北海道森林管理局森林整備部長

東北森林管理局森林整備部長

関東森林管理局森林整備部長

中部森林管理局森林整備部長

近畿中国森林管理局森林整備部長

四国森林管理局森林整備部長

九州森林管理局森林整備部長